

第32回 DAAS運営委員会 議事要旨

1. 日 時：2016年9月16日(金) 午後1時30分～午後3時30分
場 所：ちよだプラットフォームスクエア(本館)B1階 ミーティングルーム 001
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-21
2. 出席者（敬称略 順不同）
運営委員長：竺（建築学会）
委 員：本多委員（山下設計）、鯉坂委員（JIA）、穂本委員（積水ハウス）、
安生委員（日建設計）、鈴木委員（日事連）
事 務 局：武藤
3. 配布資料：
資料1 第11期総会資料一式
資料2 第5回理事会資料一式
資料3 第32回DAAS運営委員会議事要旨

4. 議事：

■ 承認事項

[議案1] 第11期総会資料の承認

資料1に基づき事務局より第11期総会資料について説明をおこなった。

総会議案全体の確認、及び、各資料の説明を行い、特に第10期事業報告(案)及び収支決算(案)、第11期事業計画及び収支予算(案)については資料を読み上げし各事項の補足説明等を行った。また、理事監事名簿(案)は国土交通省と調整中であり保留中であるが、理事会員については、会費規程(案)変更後も現行の理事として変更がないことを説明した。

鯉坂委員より、企画運営部会で検討された写真の著作権整理の件について(別紙1参照)引き続き第11期での検討となるか、確認があった。DAASの運営方針(法人化、統合、連携)検討と併せて議論が必要となるため、具体的な事業計画(案)に盛り込んでいないことを事務局より説明した。その際、著作権、著作権料について以下意見があったが、事務局及び竺委員長より内容を説明し議論をした上で、事業計画(案)の内容については委員の承認を得た。

【以下、意見等】

(鯉坂委員)利用費用は有償で DAAS と新建築社で収受しているということだが、海外をみると、国の機関、学術機関、学術出版は無償ということになるが、それを含めるだけで随分利用

が増えると思われるのだが。

(竺委員長) 設立当時、本来ならば著作権を DAAS が受取し、それを利用してもらった費用で DAAS を運営すべきだったが、国がデータ化したにも関わらず著作権は新建築社に残り、利用費用は DAAS と新建築社で折半するということになっている。

(鰐坂委員) その文章は残っているのだろうか。

(事務局) 残っている※補足; 新建築社と BCJ 間での利用に関する契約書、及び、DAAS 都心建築社間で交わされた、利用費用に関する書面を取り交わしている。

(竺委員長) 再契約を取り交わすにも、DAAS が任意団体であることで契約主体となれない。BCJ と新建築社間との契約を受け継ぐ予定であったが、法人化されていないため、保留されている。法人のステータスを持つことについては、国土交通省から理解をしてもらえない。一般社団法人になるのか、NPO がいいのか、という検討もしてきたが、まだ法人化に至っていない。その中で理事の会費の改訂、メリットが見えないと言うことで一般会員の会費も改訂しなければ行けないという状況である。連携、統合、譲渡、もしくは解散などの案もある。

(鰐坂委員) その議論は継続するのだろうか。

(竺委員長) 継続の予定である。国交省は担当官も変わり、DAAS 認識も低くなったと感じている。補助金についても継続できるのか、その保証もなくなるのではないかと心配をしている。そのためにも DAAS が確固たる主体ともって国交省や新券畜舎と交渉するステータスを持たないといけない。その為にも法人格を持った機関に移行するということも考えられる。例えば、国立近現代建築資料館に移行するということもあり得る。但し、文化庁と国土交通省とでうまくいくかどうかは不明である。JIA の建築アーカイブス、運営主体の建築文化継承機構が運営するなども考えられる。

(鰐坂委員) そうなれば交渉することもできるのだろうか。今の状態は BCJ が入って交渉をするということは考えられないのだろうか。

(事務局) 推測であるが、積極的に交渉してもらえるかどうかあまり望めないと感じている。

(鰐坂委員) 国や国の機関がやる場合はメリットが多いと考えられる。

(事務局) DAAS を国の機関にする、もしくは、国の財団に運営を委ねるということも竺委員長より交渉いただいたが、それは難しいということだった。

(鰐坂委員) 国土交通省から BCJ に依頼し、BCJ が新建築社と調整をしてその門を開けば、かなり活用ができると思われるが。費用が高いので国も使えるように交渉しなさいと言うことをしなければ現在全く使えない状態である。実はパリで坂倉展で行うのだが、パリは国の機関、日本政府がやる場合は無償となる。日本が著作権料金をとるなら、パリでも取る、ということになってしまう。そのことだけでも代えてもらえると、非常に利用しやすくなるのだが。

(竺委員長) その根本には DAAS の法人化問題がある。

(事務局) 設立当時の契約の経緯は、新建築社からの版権の主張があったということだった。

(鰐坂委員) その当時、デジタル化しなければ危機的な状況であり、その話に載ったわけで、

少なくとも国が整備したわけなので、学術利用や国の利用の際は無償にするということによって良いのではないか。それではなければ税金を遣った意味がないと思われる。今回、西洋美術館が世界遺産になったことで今後需要が増えるはずである。公共的な利用に関しては無償にするということも、国交省から BCJ、BCJ と新建築社で交渉してもらえればと考えている。

(笹委員長)問題は写真であること。日本の場合は写真家の権利主張が強い。

(鰐坂委員)芦原もそのように言っていて、突破口が現在日本ではない。少なくとも、国や公共で利用する場合は無償にすることを浸透していけば変わっていくのではないかと思う。

(笹委員長)フェアユースの考え方である。

(鰐坂委員)税金でデジタル化したものである、それは当たり前だと思われるが。

(笹委員長)コロンビア大学とGettyで運営する ARTSTOR というアーカイブでは学生一人に対しての費用、年間使用料を大学で支払うが、授業、学術出版、研究論文でも著作権は発生しない。そういうことだと思われる。

(鰐坂委員)利用する際に数万円かかるということでは意味がない。そこだけでも開ければと考える。

(笹委員長)DAAS が突破口になればということ。

(事務局)芦原先生ご本人も写真利用で困っているという話であった、法律の解釈に寄るが、国の運営となれば、ある程度著作権を行使しないという可能性がある。国での運営をしている団体ということになる。その解消方法の一つとして文化庁にということも検討されている。

(鰐坂委員)それは組織として難しいと思われる。手元の方から利用しやすくしていくことにするとDAASの利用価値もあがり、法人化の話も出てくるのかもしれない。使える状態に少しずつすることで基盤を固めるという方法もあるのではないかとと思われる。

(事務局)新建築社もかなり難しい企業である。

(笹委員長)その他フリーで利用できる一万点、二万点の写真をいれて、スケールメリットを作って、ということ。

(事務局)出来るところから当たっている状態である。

(笹委員長)文化庁でも著作権課であついているが、資料館でも著作権のことは話している。日本の著作権は財産権であり、米国はコピーライト、つまり複製権である。考え方が違う。日本も特に建築に関しては、米国のようなコピーライトの考え方で資料館の方から著作権課へ影響を及ぼしていければよいと思われる。

(鰐坂委員)DOCOMOMOも写真について困っており、会員から無償提供を受け、クレジットを載せることで対応している状態である。写真がないとなかなか伝わらないということもある。

(笹委員長)図面やスケッチについては、あらかじめすべて契約書を交わして著作権を寄附してもらい、著作者人格権については許諾してもらいということを入れて一枚ずつ取り交わしをしている。写真も集めておいて、そのようなことをする習慣となるような突破口を開かなければ

ればと考えている。商用利用は別として、そうでない場合(公共の利用)という意味であるが。建築写真は個別に写真家との相談が必要なのではないかと考える。何十人かとそういうことが出来れば業界のスタンダードになるのではないだろうか。

(事務局)写真が利益となる状態が続いているので、手放せないのではないかとと思われる。

(鯨坂委員)最近は亡くなる写真家が増えており、その写真が宙に浮いて廃棄されるケースがふえておりそのスキャンするというのも重要である。

[議案2] 第5回理事会資料の承認について

資料2に基づき事務局より第5回理事会資料について説明をおこなった。役員名簿(案)は理事監事名簿(案)と同様に国土交通省と調整中であり保留中であることを説明した。笠運営委員長を理事長に推薦した経緯については、部会での検討内容、芦原理事長の意見を反映していることを事務局より口頭にて説明した。

[その他]

資料3の第32回DAAS運営委員会議事要旨の出席者について、鈴木委員の所属(日本事務所協会連合会)、安生委員の出席についての訂正の連絡があったため、修正し後日メールにて報告をした。

総会日程については役員の内諾と日程調整が国土交通省と調整中であり、未定であることを説明した。

以 上